

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>VI 監督上の評価項目と諸手続（保険媒介業務）</p> <p>VI-1 業務の適切性（保険媒介業務）</p> <p>VI-1-1 保険媒介業務管理態勢</p> <p>VI-1-1-2 保険契約の締結の媒介上の留意点</p> <p>[(1)～(8) 略]</p> <p>(9) 準用保険業法第 300 条第 1 項第 5 号関係</p> <p>① 保険媒介業者が、保険媒介業務に関し、保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と仲介業者等府令第 60 条の 2 で定める密接な関係を有する者（以下、VI-1-1-2 (9) において「保険契約者等」という。）(注 1) との間で、取引等を行う場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。</p> <p><u>(注 1) 取引等の相手方が、保険契約者等に該当しない場合であっても、仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 1 号に該当するものではないか、留意する必要がある。</u></p> <p><u>イ. 物品の購入、役務の提供その他の取引（注 2）に関し、以下のような点から、取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものとなっていないか。</u></p> <p><u>(イ) 保険媒介業者において、保険契約の締結の媒介や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引を行う又は当該取引の内容を決定することとされていないか（注 3）、（注 4）。</u></p> <p><u>(ロ) 当該取引が、保険媒介業者の事業運営において必要性のないもの又は事業運営上の必要性に照らし過大なものとなっ</u></p>	<p>VI 監督上の評価項目と諸手続（保険媒介業務）</p> <p>VI-1 業務の適切性（保険媒介業務）</p> <p>VI-1-1 保険媒介業務管理態勢</p> <p>VI-1-1-2 保険契約の締結の媒介上の留意点</p> <p>[(1)～(8) 同左]</p> <p>(9) 準用保険業法第 300 条第 1 項第 5 号関係</p> <p>① 保険媒介業者が、保険媒介業務に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合には、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。</p>

改正後	改正前
<p><u>ていないか。</u></p> <p><u>(ハ) 当該取引における、価格等の取引条件が、一般的な取引条件と比較し、著しく不合理なものとなっていないか。</u></p> <p><u>(二) 当該取引が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。</u></p> <p><u>(注2) ここでいう取引とは、保険契約に付帯されるサービス以外のものであって、売買その他保険契約者等との間で対価を伴い行われるものをいう。</u></p> <p><u>なお、取引の性質上、本来は保険媒介業者において対価を得て行われるものであるにも関わらず、対価を得ずに行われる場合、当該対価の免除が下記ロ、「その他特別利益の提供」に該当するおそれがあることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>(注3) なお、例えば、事故防止・損害抑制に係るサービスについては、保険契約の締結の媒介や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として提供されることをもって、直ちに取引上の社会通念に照らして不相当と判断されるものではない。</u></p> <p><u>(注4) 保険媒介業者において、保険契約の締結の媒介や、保険契約数の又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引の内容を決定する場合とは、例えば、保険媒介業者が、特定の保険契約への加入を条件に、保険契約者等に販売する商品価格を値引くなどの行為が該当する。</u></p> <p><u>ロ. 上記取引に該当しない、各種のサービスや物品の提供に関し、以下のような点から、「その他特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(イ) 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。</p> <p>(ロ) 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。</p> <p>(ハ) 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。</p> <p>(注5) 保険媒介業者が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供する場合において、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しその他特別の利益の提供に該当し、保険業法第4条第2項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。</p> <p>(注6) 保険媒介業者が、保険媒介業務の対価として顧客から受領する手数料その他の報酬の割引等についても、その内容によっては、保険業法第4条第2項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、保険料の割引・割戻しその他特別の利益の提供に該当し得ることに留意する。</p> <p>② [略]</p> <p>[(10)～(16) 略]</p>	<p>イ. 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。</p> <p>ロ. 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。</p> <p>ハ. 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。</p> <p>(注1) 保険媒介業者が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供する場合において、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しその他特別の利益の提供に該当し、保険業法第4条第2項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。</p> <p>(注2) 保険媒介業者が、保険媒介業務の対価として顧客から受領する手数料その他の報酬の割引等についても、その内容によっては、保険業法第4条第2項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、保険料の割引・割戻しその他特別の利益の提供に該当し得ることに留意する。</p> <p>② [同左]</p> <p>[(10)～(16) 同左]</p>